

## 笠間市議会教育福祉委員会記録

令和7年12月3日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	鈴木宏治君
副委員長	酒井正輝君
委員	益子康子君
〃	林田美代子君
〃	田村泰之君
〃	石松俊雄君

### 欠席委員

委員	大貫千尋君
----	-------

### 出席説明員

こども部長	深澤充君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
保育所長	太田周夫君
こども福祉課G長	関根聡美君
こども福祉課G長	金久保純子君

### 出席議会事務局職員

主査	上馬健介
係長	神長利久

### 議事日程

令和7年12月3日（水曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

(2) その他

---

午前10時00分開会

○鈴木委員長 教育福祉委員会委員各位並びに執行部の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員は、大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より神長係長、上馬主査が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬主査にお願いいたします。

---

○鈴木委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案の審査であります。

審査は、審査日程表により行います。

初めに、こども部こども福祉課所管の議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴いまして、関係する四つの条例について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4ページをお開き願います。

まず、笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

第12条の改正につきましては、児童福祉法の一部改正により、児童福祉法第33条の10、児童福祉施設の職員等による児童への虐待に当たる行為に関する規定でございますが、この規定に第2項及び第3項が追加されたことに伴い、同条の引用については項まで特定する形に改める必要があることから、条文中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」へ改正するものでございます。

また、第17条第2項の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合として、従来の規定に母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を加えるもの

でございます。

6 ページをお開き願います。

次に、笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

第25条について、先ほどの改正と同様に、児童福祉法の一部改正により、同法第33条の10の規定に第2項及び第3項が追加されたことに伴いまして、同条を引用する条文「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」へ改正するものでございます。

8 ページをお開き願います。

次に、笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条について及び、9 ページをお開き願います。笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条、こちらにつきましても同様に、児童福祉法第33の10の規定に第2項及び第3項が追加されたことに伴い、同条を引用する条文「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」へ改正するものでございます。

3 ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

益子委員。

○益子康子委員 説明ありがとうございました。

今説明された四つの条例というのですか。つまり、何か条文修正になっていますよね。何があってこのように修正されたのか、変化したのか。その四つのことを今聞かされたのですが、割ともう少し具体的に、ここがこうなったよというような、ちょっと具体的にもう一度教えていただければと思います。お願いいたします。

○鈴木委員長 こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 まず、主な改正内容の1点なのですが、四つの条例全てにおいて、児童虐待防止に関する規定の改正がございます。改正の理由としましては、児童福祉法の一部改正に基づく改正ということになります。

児童福祉法の第33条の10、こちらは児童養護施設や障害児入所施設など、施設の職員等による児童虐待について、その対象となる施設や事業及び虐待の行為を規定しているのが児童福祉法第33条の10の規定になるんですが、第33条の10の規定が今回改正されました。何が改正されたかといいますと、これまで主に児童養護施設とか障害児入所施設などが対象施設とされていた中、改正後はそこに保育所とか認定こども園ですとか、そういった事業が対象施設として追加されたと、そういう大きな改正がございました。また、第33条の

10の中に、今までは第1項だけの構成だったんですが、今回の改正で第2項と第3項と新たな項が追加されたと。

笠間市の条例、四つの条例の中で、この児童福祉法第33条を引用しております。今までは児童福祉法の第33条10が第1項のつくりだったので、特に何項という項まで特定するような記載ではなかったんですけども、今回の法律のほうに第33条の10の中に第1項だけではなく、第2項、第3項と項が追加になりましたので、笠間市の条例の中で引用してる箇所についても第1項と、ちょっと項を特定するような形に改める必要があるということで、改正のほうさせていただきました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○鈴木委員長 以上で教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。ただいま御審議いたしました審議の結果については、今期定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。

午前10時09分閉会